(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	後変別前	敷地の幅員	延長
京都市伏見区竹田青池町四〇番一から同市伏見区中島鳥羽離宮町三番まで	後前	二二七・〇〇メートル 七・〇〇メートル	〇〇・三三キロメートル 八八四メートル

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

○近畿地方整備局告示第六十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
京都市伏見区竹田青池町四〇番一から同市伏見区中島鳥羽離宮町三番まで			近畿地方整備局及び同局京都国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日

○中国地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月二十二日　中国地方整備局長　福田　功

百九十号	路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十号	島根県邑智郡邑南町中央三丁目一九六〇番三から同町大字小串字沖ノ部ノ一番一まで（ただし、関係図面に表示する口中国地方整備局及び同局山陰国道事務所分七九八八町歩。）		口中国地方整備局及び同局山陰国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月二十二日

○九州地方整備局告示第六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

第１　起業者の名称　熊本県

第２　事業の種類　二級河川浦川水系浦川総合流域防災事業（左岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字井樋ノ内地内まで、右岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内から同町大字長洲字内牟田地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　左岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田及び字井樋ノ内地内、右岸：熊本県玉名郡長洲町大字長洲字内牟田地内

２　使用の部分　なし

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、熊本県玉名郡長洲町大字長洲字上五丁目地内の浦川河口から同県荒尾市大字荒尾字芋尾地内の芋尾橋を終点とする延長5,351ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする二級河川浦川水系浦川総合流域防災事業（以下「本件事業」という。）のうち、既に用地取得が完了しており、暫定築堤形状もしくは完成築堤形状で河川改修を実施している区間を除いた、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項の二級河川に関する事業であり、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

二級河川浦川水系浦川（以下「浦川」という。）は河川法第５条第１項に規定する二級河川であり、熊本県は、同法第10条第１項の規定による河川管理者であることなどから、本件事業を施行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

浦川は、熊本県荒尾市大字荒尾字大谷池を上流端とし西へ向かって流下を始め、途中流向を南へ転じ、約2.7㎞流下したところで支川増永川と合流した後に、さらに約2.8㎞流下したところで同県玉名郡長洲町へ入り、ここから約2.1㎞流下したところで有明海へ至る流域面積約13.5㎢、流路延長約7.6㎞の河川である。浦川の流域は、大部分は荒尾市に属しており、下流域の５分の１ほどが長洲町に属している。上流から中流域にかけては荒尾シティモールなどの商業施設や小中高等学校及び市民病院などの公共施設が多数存在しており、流域内には一般国道208号や県道荒尾長洲線等、重要路線が通過している。また、丘陵地帯となっていることから現在も宅地開発が進んでいる。

浦川は、全般的に河床勾配が緩く、河積も小さく天然河岸となっており、細かい蛇行を繰り返しながら流下するため、浦川流域においては過去度々氾濫や浸水を繰り返し、沿岸地域に床上、床下浸水や農業施設の冠水などの多大な被害をもたらしてきた。昭和48年には豪雨により、床下浸水758棟、床上浸水11棟、一般資産等被害額63,707千円もの被害が生じ、昭和57年、昭和62年、平成２年にも甚大な被害が生じた。

浦川の治水対策として、起業者は昭和56年から中小河川改修事業として整備を進めてきたが、平成17年３月に河川整備基本方針、平成18年３月に河川整備計画がそれぞれ策定され、年超過確率１／30年規模の洪水に対応するために定められた計画高水流量140㎥／秒を安全に流下させることが目標とされたところである。しかし、起業地区間でもある葉山橋から内牟田橋までの区間は河積が急縮しており河川整備計画における計画高水流量に対して流下能力が不足している。

本件事業の実施により、昭和48年に発生した水害と同規模の流量を安全に流下させることが可能になり、本件区間及びその周辺における洪水被害の防止又は軽減が図られ、地域住民の生命、財産及び社会資本の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないため、起業者が任意で調査を行ったところ、本件区間内の土地には、絶滅の恐れのある動植物として、環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類に指定されている魚類のメダカ及び準絶滅危惧に指定されている植物のアサザが確認された。起業者としては、移植等の適切な措置を行い、生育環境の保全に配慮することとしている。さらに、工事施工にあたっては、低騒音及び排出ガス対策型の建設機械を使用して周辺環境に配慮するほか、汚濁防止膜等を設置し水質汚濁の防止に配慮するとしていることから、自然環境への影響は軽微なものと予測される。

また、本件区間には文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は関係機関との協議により、必要に応じて適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本件区間及びその周辺において治水安全度を高め、洪水被害の軽減を図ることを目的として、河床掘削、築堤等を行う河川改修工事であり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。